

1 検討の目的について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「移動等円滑化基準」）については、平成 18 年 12 月 20 日に施行されてから約 10 年が経過したところ。この間、高齢化社会の進展はもとより、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（以下「AGL」）策定の動きや、障害者権利条約の締結及び障害者基本法の改正に係る障害者差別解消法の施行、訪日外国人数の著しい増加（733 万人（平成 18 年度）から 1974 万人（平成 27 年度））など、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り巻く環境は大きく変化してきている。

こうした中、「観光ビジョン実現プログラム 2016」※1 及び「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」※2 においては、移動等円滑化基準及び「公共交通機関の旅客施設の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「公共交通機関の車両等の移動等円滑化整備ガイドライン」（以下、合わせて「整備ガイドライン」）の改正内容を議論する委員会を設置し、平成 28 年度末を目処に結論を得て 29 年度中を目途に改正することとされた。

本年度の検討では、移動等円滑化基準及び整備ガイドラインの改正すべき内容の方向性を整理することを目的とする。平成 29 年度においては、本年度に整理した方向性を基に、具体の改正内容の検討を行うこととする。

※1：平成 28 年 5 月 13 日観光立国推進閣僚会議決定

※2：平成 28 年 8 月 2 日ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議決定